

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(2025年8月31日現在)

自 2024年9月1日 至 2025年8月31日

清明監査法人

目次

(本編)

1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

- (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ・・・・・・・・・・ 1
- (2) 当監査法人の経営理念、コミットメント及び行動指針・・・・・・・・ 2
- (3) 事務所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2. 経営管理の状況等

- (1) 品質管理基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 組織・ガバナンス基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 人的基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (4) IT基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (5) 財務基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (6) 国際対応基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (7) 透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

(別紙)

- 「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」・・・・・・・・・・ 25

1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当監査法人は、会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献するという、監査法人に与えられた社会的役割を全うするため、監査の品質を最重要事項として行動することを基本方針として掲げております。

われわれ監査法人は、企業が開示する財務諸表等の信頼性を担保し、経済社会の安定と発展に寄与するという社会的な役割を担っています。そのためには、監査の品質を確保し、持続的自発的に監査の品質を高めていく不断の努力が何よりも重要だと考え行動しています。

また、この目的を達成するのは人であるとの考えから、一人一人の構成員が常に高い志を持つとともに、それぞれの個性を活かして、プロフェッショナルとして成長することを重視し、組織的かつ高品質な監査業務をグローバルな経済活動を行うクライアントに提供する体制を法人一体として整備し、さらに、最終的な監査の品質は個々の監査業務において実現されるという基本を忘れることなく、一つ一つの監査業務の現場における適時適切な指導監督機能を重視し、各方面における全ての利害関係者からより信頼されるプロフェッショナル集団となるべく、全社一丸となって行動しております。

当監査法人は、総勢50名弱の中小監査法人です。小規模組織ならではの特性を生かし、組織内外における日々のコミュニケーションを重視するとともに、言葉だけでなく自らの姿勢や言動を一貫して直接的かつ継続的に示すことにより、専門的能力や監査の品質を高めるための風土を醸成し、さらに、組織内外からの反応を五感で感じながら、監査品質向上に向けた改善活動にフィードバックし、監査品質向上を達成するための高回転かつ好循環のサイクルを組織的に実現して参ります。

会計及び監査のプロフェッショナルとして、監査法人に与えられた社会的役割を忘れることなく、監査の品質を最重要事項として行動することをコミットメントし、各方面における全ての利害関係者からより信頼されるプロフェッショナル集団となるべく活動して参ります。

清明監査法人
統括代表社員 島貫 幸治

(2) 当監査法人の経営理念、コミットメント及び行動指針

①経営理念

会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献する

社会には様々な専門家が存在し、各々の社会的役割を果たしています。例えば、医療業界に従事する医師は、高度な医療的知識や経験、さらに技術を駆使して、病の有無を見極め、適切な治療を施すことにより、人々の健康的な生活の実現に貢献されています。また、司法業界に従事する法律専門家は、高度な法令知識と経験、さらに緻密な調査により、違法行為の有無を見極め、安心して暮らせる社会の実現に貢献されています。

われわれ監査法人は、会計及び監査に関する高度な専門的知識と経験を有する者として、企業が作成する財務諸表等の信頼性を見極め、その信頼性に対する真実の意見を表明することにより、資本市場の安定に貢献しなければなりません。

当監査法人は、監査法人の公益的な役割を常に忘れることなく行動することを、経営の基本理念として掲げ行動しております。

②コミットメント

監査の品質を最重要項目として位置付け、行動する

上記の経営理念を達成するためには、監査の品質を確保し、さらに持続的に向上させることが何よりも必要です。組織として、監査の品質を最重要視する姿勢を常に示し続けることで、組織としての風土を醸成し、また、その風土を維持し高めるための品質管理の基盤を整備し提供するとともに、全ての構成員一人一人が同じレベルで理解し、主体性をもって監査の品質向上へとつなげていく循環が、何よりも大切だと考えています。

当監査法人は、組織として、また、構成員一人一人が、監査法人に与えられた社会的役割を常に忘れることなく、監査の品質を最重要項目として位置付け、主体的かつ持続的に行動して参ります。

③行動指針

上記のコミットメントを達成するため、当監査法人は以下の5つの具体的行動指針を定め、行動しております。

- ・法令及び職業倫理の遵守
- ・プロフェッショナルとしての自覚の保持
- ・職業的専門家としての知見と能力の持続的な向上
- ・コミュニケーションの重視
- ・情報セキュリティの確保

(3) 事務所概要

①名称 清明監査法人

②目的 ア. 財務書類の監査又は証明の業務
イ. 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

③沿革

当監査法人の代表社員 今村了が中心となり、組織的監査及び監査の効率化等を目的として、1990年4月23日付で監査法人設立認可申請書を関東財務局に提出し、同年6月23日付で大蔵大臣より設立認可となり、同年7月5日付で設立登記が完了いたしました。

設立登記後、本提出日までの間に、下記事項を除き、名称変更、合併、目的の変更、主要な関係会社の設立等の主な変遷はありません。

ア. 主たる事務所の移転

2004年12月1日	東京都新宿区改代町16番地Y S Kビル6階より下記に移転 (移転後) 東京都町田市能ヶ谷町996番地
2006年1月11日	下記に移転 (移転後) 東京都町田市能ヶ谷町69番地
2007年3月31日	町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業の換地処分に伴う 住居表示変更に伴う変更 (変更後) 東京都町田市能ヶ谷町5002番地1
2010年7月19日	住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づく 変更 (変更後) 東京都町田市能ヶ谷一丁目5番8号

イ. 従たる事務所の設置及び移転

2011年12月16日	千代田事務所及び札幌事務所の設置 (千代田) 東京都千代田区四番町7番地15 (札幌) 札幌市中央区北五条西五丁目2番地12
2012年4月23日	千代田事務所移転 (移転後) 東京都千代田区四番町4番地9
2024年2月25日	札幌事務所移転 (移転後) 札幌市中央区大通西七丁目1番地1

④統括代表社員 島貫 幸治

⑤人員数及び人員構成 (2025年8月31日現在)

事務所名	社員数		使用人数				計
	公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認会計 士試験合 格者等	監査補 助職員	その他 の事務 職員等	
(主) 本部事務所	6	0	17 (13)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	29 (13)
(従) 千代田事務所	2	0	4 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	8 (4)
(従) 札幌事務所	4	0	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	10 (2)
計	12	0	23 (18)	0 (0)	6 (1)	6 (0)	47 (19)

※括弧書きは内書きで非常勤職員の人数です。

⑥監査証明業務の状況 (2025年8月31日現在)

種別	被監査会社等の数		対前年度増減
	総数	内大会社等の数	
①金商法・会社法監査	6社	6社	▲1社
②金商法監査	0	0	0
③会社法監査	2	0	▲1
④学校法人監査	2	0	0
⑤労働組合監査	0	0	0
⑥その他の法定監査	61	0	▲8
⑦その他の任意監査	45	0	1
計	116	6	▲9

⑦非監査証明業務の状況 (2025年8月31日現在)

区分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額
大会社等	2社	1社	7,182千円
その他の会社等	0社	0社	－千円

⑧被監査会社等（大会社等に限る）の名称

ア. 金商法・会社法監査

ネポン株式会社

札幌臨床検査センター株式会社

株式会社フジタコーポレーション

株式会社丸千代山岡家

株式会社北の達人コーポレーション

フュージョン株式会社

イ. 会社法監査

該当なし

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

①品質管理の取組み

当監査法人は、会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献するという、監査法人に与えられた社会的役割を全うするため、監査の品質を最重要事項として行動することを基本方針として掲げております。

この基本方針を実現するため、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、業務を適正に行うことを確保するための仕組みを構築しており、当監査法人の品質管理に関する方針及び手続を定めた「監査の品質管理規程」を整備し、運用しております。また、「監査の品質管理規程」に準拠して、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、審査の各段階における方針及び手続をより具体的に定めた監査マニュアルを整備し、運用しております。さらに、より具体的かつ詳細な指針が必要と認められる事項については、各種の細則を定め、法人一体として同質の監査の品質の確保を実現するための施策を講じております。

②品質管理の体制

品質管理体制に関する最終的な責任を負う統括代表社員の指揮のもと、品質管理担当責任者が当監査法人の品質管理の方針及び運用に責任をもっております。また、各拠点の品質管理担当者4名で構成される品質管理グループを組織的に設置し、品質管理担当責任者が中心となって、監査の品質管理規程及び監査マニュアル等の整備、監査ツールの開発、研修の計画と実施、会計基準等の改正等監査業務に係る入手した情報等の提供、専門的な見解の問合せへの対応等により、監査チームをサポートするとともに、モニタリング活動を実施して品質管理システムの運用状況を評価し、不備が検出された場合には改善活動を通じて品質管理システムの改善に努めております。

監査の品質管理に関する方針及び手続は全て社員会で決定し、拠点ごとの偏りや相違のない、監査事務所としての一体運営を図っており、各拠点の品質管理担当者で構成される品質管理グループにて相互にモニタリングし牽制を図ることで、全ての業務において、監査事務所として同一の監査の品質を実現する体制を構築しております。

また、当監査法人の品質管理活動を必要かつ十分に実施するための時間を確保するため、必要と見込まれる品質管理活動を細分化し、各活動に必要な時間を計画して品質管理グループ内で役割を分けることにより、監査事務所一体としての品質管理活動を漏れなく実践する体制を構築しております。

③業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

ア. 方針及び手続

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が独立性の保持を含む職業倫理に関する規定を遵守することを確保するための方針及び手続を定め、日常的に職業倫理の遵守と独立性の保持の重要性を全構成員に対して繰り返し伝達するとともに、研修を企画し受講させることにより、その遵守について周知徹底を図っております。

イ. 独立性の保持

i. 独立性の保持のための方針及び手続

- ・独立性の保持が要求される被監査会社に関するデータベースを設置し、全構成員がいつでも閲覧して確認できる体制を整備しております。
- ・全構成員に対して独立性に関する年次確認手続を実施しております。
- ・監査の品質管理規程において、独立性に違反した状況に気付いた場合には、その旨を速やかに監査責任者及び品質管理担当責任者に報告することを義務付けております。また、独立性に関わる諸問題については、倫理・独立性相談窓口を設け、随時相談に応じております。
- ・社員・職員の独立性理解徹底のため、職業倫理に関する研修テーマを必須の研修テーマとして計画し受講させております。

ii. 主要な担当者のローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当者のローテーションに関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合は、社員会で承認の上決定しております。

iii. 同時提供業務に関する方針及び手続

監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供に関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、原則として禁止するとともに、その提供する非監査証明業務が例外的に監査証明業務との同時提供の禁止に抵触しない場合には、独立性に対する阻害要因の程度を確認した上で、監査業務の新規の契約の締結に準じた承認権者による事前承認を得た上で受嘱することとしております。

iv. 報酬依存度に関する方針及び手続

報酬依存度に関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、当該内部規定において、全ての監査業務の依頼人に関する指針と監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合の指針を定めており、各状況に応じて必要とされる対応策を講じております。

監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合は、報酬依存度が継続して15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当監査法人の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビューが、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとなり得るか

どうかを判断し、セーフガードとなり得ると判断した場合は、その対応策を適用することとし、5年連続して上記の状況が継続する場合は、5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任することとしております。

ウ. 法令の遵守

法令遵守に関し、「インサイダー取引防止規程」及び「犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置の実施に関する規程」等を制定し、研修等を通じてこれら諸規程の周知徹底を図り、監査責任者たる各社員が監査従事者等に対して随時注意を喚起しております。

当該規程の遵守状況に関しては、毎年調査を実施し、全構成員から規程遵守に関する誓約書を入手しております。

また、法令違反行為並びに監査における不正又は不正リスク等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営並びに監査における不正リスク対応の強化に資するため、「社内通報等運用規程」を制定し、通報者等の保護も含め、社内外からの法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めております。

④業務に係る契約の締結及び更新

ア. 契約の新規の締結

監査契約の受任に先立ち、独立性の阻害要因の有無を調査するとともに、企業及び経営者の誠実性やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件及び業務リスク等を検討し、監査時間、人的資源、適正及び能力、契約に重要な影響を及ぼす事項がないこと（不正リスクを含む重要な監査リスクがないこと）の全てを満たす場合のみ、契約の新規の締結を行うことができる旨を定めております。

監査業務の契約の新規の締結にあたっては、リスクの程度に応じて承認権限を規定しており、大会社等との契約の新規の締結は、社員会の承認によることとしております。

イ. 契約の更新

監査業務の契約の更新に関する方針及び手続を定め、当監査法人所定の様式に従って、経営者の誠実性や不正リスクを含む監査契約の更新に伴うリスクを評価しております。

契約の更新の承認は、リスクの程度に応じて承認権者を規定しており、大会社等との契約の更新に関しては、重要なリスクが識別されなかった場合は、審査担当者のみならず、最終承認者を統括代表社員とし、対応しがたいリスクが識別された場合には、契約を更新しないこととしております。

⑤業務の実施

当監査法人は、監査の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書等に準拠した、不正リスクへの対応も含む、監査業務の計画段階から監査報告書の提出までを規定した監査マニュアルを定めており、また、より具体的な指針や説明が必要と判断される事項に関しては、監査細則を定め、より具体的な方針及び手続を定めております。

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施する旨と、その方針及び手続を定めております。該当する事項を具体的に例示するとともに、問合せ先を品質管理担当責任者及び品質管理担当者と定め、品質管理グループで共有した上で、必要に応じて当監査法人内外の専門家等との討議等を通じて専門的な見解を得ることとしております。また、法令違反行為及び監査における不正の発覚及び通報があった場合の対応に関しては、当監査法人が定める「社内通報等運用規程」に従い、必要に応じて当監査法人が指定する外部の弁護士に問合せ、入手した見解を検討するよう求めています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の見解及び判断の相違を解決するための方針及び手続を定めております。

最終的には社員会の判断（決議）によることとしておりますが、判断の相違が合理的に解決しない限り、独立監査人の監査報告書は発行されません。

ウ. 監査業務における指揮、監督及び査閲

当監査法人は、総勢50名弱の中小監査法人であり、小規模組織ならではの特徴として、監査責任者自らが監査業務の現場へ直接出向き、直接的かつ適時に監査チームメンバーへの指揮、監督及び査閲を行う体制を有しております。

最終的な監査の品質は個々の監査業務において実現されるという基本を忘れることなく、監査責任者が、指揮、監督及び査閲に対する責任を負う旨と、指揮、監督及び査閲に係る方針及び手続を定め、個々の監査業務の品質を確保する体制を構築しております。

エ. クライアントとのコミュニケーション

監査上のリスク等の理解を深めるため、監査責任者自らが監査業務の現場に直接出向き、経営者及び監査役等とのコミュニケーションを積極的に実施しております。これらのコミュニケーションを通じて、監査計画策定段階においては、クライアントの経営環境等を適確に把握し、監査上のリスクを漏れなく適切に識別するとともに、当該リスクに対応する監査手続を適切に策定し、監査業務の実施過程において新たな監査上のリスクや虚偽表示等が識別された場合には、速やかに経営者及び監査役等に報告することにより、適正な財務報告と適正な監査業務の遂行の双方を実現する措置を講じております。

⑥監査証明業務に係る審査

当監査法人は、原則として全ての監査業務について、監査計画及び意見形成のための監査業務に係る審査を行う旨を定め、審査に関する方針及び手続を定めております。

審査は、審査担当社員による審査を原則とし、監査責任者と審査担当社員の間で監査意見の合意が形成されない場合は、監査上の判断の相違の解決に関する規定に従い、最終的には社員会の決議に従うこととしております。

また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合には、不正による重要な虚偽表示への対応に関する重要な判断と結論について適時に審査を受けるとともに、品質管理グループ並びに社員会に報告することとし、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか並びに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当社員の検討に加えて、原則として社員会における審査としております。

当監査法人は、監査意見の審査が完了するまで監査報告書の発行を禁止しており、監査報告書の日付は審査の完了日以後としております。

⑦監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。

また、「監査調書の改ざん防止に関する規則」を制定し、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することのリスクを改めて強調するとともに、防止するための仕組みを整備し、周知徹底を図っております。

最終的な整理後の監査調書の原本は、監査チームがアクセスできないように封印した後、鍵付きのキャビネットもしくは外部倉庫のみでの保管とし、施錠後の鍵は品質管理担当責任者又は品質管理担当者が金庫内にて管理することで、いかなる理由においても監査チームが原本にアクセスすることを一切禁止し、またアクセスすることができない措置を講じております。

⑧前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人が、前任又は後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠した、監査事務所間の引継ぎに関する方針及び手続を定め、必要な手続を実施しております。

⑨不正リスク対応

当監査法人は、契約の新規の締結及び更新から、業務の実施、審査における各段階において、「監査における不正リスク対応基準」並びに関連する日本公認会計士協会の監査基準報告書及び品質管理基準報告書における不正リスクに対応した監査事務所の品質管理に関する規定に準拠した方針及び手続を整備し運用しております。

また、専門要員の教育・訓練においても、不正リスク対応のための能力向上の観点から検討した研修テーマを計画し、業務の実施状況については、日常的モニタリング活動及び完了した監査業務の検証における重点テーマとして位置付けることにより、不正リスクへの対応に関する品質管理体制の確実な運用を担保しております。

⑩品質管理システムのモニタリング

当監査法人は、品質管理システムのモニタリングに関して、日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する方針及び手続を定めております。

日常的モニタリング活動は、独立性の保持、契約の締結から業務の実施、監査意見形成等の品質管理システム全般の整備及び運用状況を検討対象としています。

また、完了した監査業務の検証は、3年を超えないサイクルで一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務が検証対象となるように、社員会の決議により監査業務を選定し、実施しております。

品質管理システムのモニタリングの結果、検出された不備については、適時品質管理担当責任者に報告され、当監査法人の品質管理システムに関する不備については品質管理グループが、個別業務に関する不備については対象業務の監査責任者が、原因分析を実施するとともに、不備の影響を評価し、品質管理担当責任者は是正措置を指示又は実施するとともに、社員会に報告することとしております。

⑪リスク評価プロセスの方針の策定及び実施

当監査法人の監査の品質管理規程において、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスの方針を策定し実施しております。

「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準報告書等に準拠した様式を使用し、当該基準等で規定している品質目標の他、必要と考える追加の品質目標があれば追加の品質目標を設定し、当監査法人の性質及び状況並びに当監査法人が実施する業務の内容及び状況等を理解した上で、これらが品質目標の達成について、どのように、またどの程度、阻害し得るかを考慮し、品質リスクの評価の根拠に基づき、また当該根拠に応じた方法により、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用しております。

⑫外部機関によるレビュー等

外部機関が当監査法人の品質管理システムを対象として実施するレビュー等には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査等があります。

ア. 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

当監査法人は、2026年1月に品質管理レビュー報告書の交付を受けており、当該通常レビューの結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

イ. 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に日本公認会計士協会の品質管理レビューが適切に運営されているか、また、監査事務所の監査業務が適切に行われているかという点について内容を審査し、必要に応じて監査事務所等への報告徴求や立入検査を実施します。

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による立入検査の結果を受けての、行政処分を受けたことはありません。

【品質管理基盤に関するAQI】

- ・ 品質管理グループの人員数：代表社員 4名
- ・ 構成員に対する品質管理に関するアンケート調査：回答率100%
「当監査法人が監査の品質を重視していることを理解している」：100%
「当監査法人が監査の品質を重視して行動している」：100%
- ・ 独立性の遵守状況：回答率100% 違反件数0件
- ・ 法令順守状況
「インサイダー取引に関する誓約書」：提出率100%
インサイダー取引に関する調査：違反件数0件
「犯罪収益移転防止法に関する調査票」：提出率100% 違反件数0件
法令違反行為に関する通報：0件
- ・ 定期的な検証の実施状況：検証対象業務数4件 検証対象社員数9名
監査意見の修正を要する重大な不備：0件

(2) 組織・ガバナンス基盤

①組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は無限責任監査法人です。

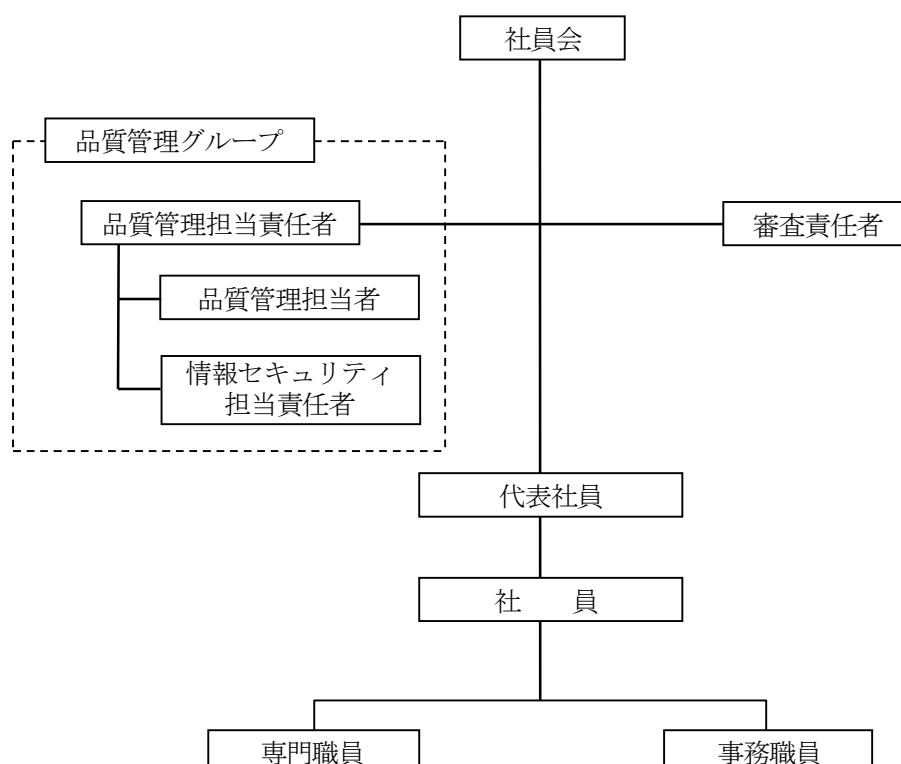
当監査法人は、会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献するという、監査法人に与えられた社会的役割を全うするため、監査の品質を最重要事項として行動することを基本方針として掲げております。

われわれのような小規模組織において、この経営理念とコミットメントを実現するためには、組織を複雑化させることなく、可能な限りコンパクトにまとめ、法人一体としての経営と監査品質の向上をスピード感をもって持続的に実現し得る組織体制の構築が必要だと考えております。

そのため、組織を複雑化することなく、また、無限責任制度を採用することで、様々な背景を持つ無限責任社員全員が同じレベルで経営に直接関与し、経営上の重要事項のみならず、監査の品質に係る体制の構築も含め、重要事項や意思決定を全て社員会で漏れなく審議して決議し、組織の規律を一体として確保することが何よりも重要だと考えています。

当監査法人は、監査の品質を最重要事項として位置付け、過度に規模の拡大を求めず、無限責任監査法人として全社員の顔が見える範囲の中で、社員全員が自由闊達な議論を通じて、相互に監視・牽制することで、法人全体としての経営と監査品質を高め合うことを重視したガバナンス体制を構築しております。

②組織図



③組織・ガバナンスの概要

当監査法人は、経営意思決定機関として社員会を開催しており、経営上の重要事項のみならず、監査の品質管理規程や監査の品質に係る各種の規則及び細則等も含め、重要事項や意思決定は社員会で漏れなく審議して決議し、法人として一体運営を図っております。また、当監査法人の社員は、全員が公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であり、特定社員は選任しておりません。

社員会の決議により、最高責任者として統括代表社員を選任しており、統括代表社員は、品質管理システムに関する最終的な責任を負う者として責任の所在を明確に定めております。また、社員会の決議により、当監査法人が定める選任要件を満たす者を品質管理担当責任者として選任しており、品質管理担当責任者は、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する者として責任の所在を明確に定めております。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当監査法人の運営方針において、全ての監査業務において監査の品質が優先されるということを認識し、品質管理システムの整備や文書化並びにその支援を行うために十分な資源を用意する責任を有し、監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当監査法人が定める品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負う旨を定めております。

当監査法人は、東京都町田市に所在する本部事務所、東京都千代田区に所在する千代田事務所、札幌市に所在する札幌事務所の三拠点で運営しており、各拠点には、代表社員が互選により、各事務所の責任者として経営管理に従事しておりますが、上記のとおり、経営管理の面でも監査の品質管理の面でも全ての重要事項は社員会で漏れなく審議して決定しており、法人一体としての運営を図っております。

また、各拠点における品質管理担当者を定めるとともに、各拠点の品質管理担当者が構成される品質管理グループを組織的に設け、各拠点の業務が各拠点のみで完結しないよう、審査又はモニタリングを相互に実施することで、内部的な監督・評価機能を実現し牽制を図る体制を構築しております。

④業務に関する情報の収集及び伝達

監査の品質を確保し、持続的自発的に監査の品質を高めていくためには、経営機関の考えを監査の現場まで浸透させる必要があり、法人一体として同質の運営を図る上で意思と情報の伝達と共有は不可欠であると考え、当監査法人の監査の品質管理規程において、情報の収集及び伝達に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人は、経営上のみならず監査の品質に係る事項を含め、全ての重要事項を社員会で漏れなく議論して決定しており、社員会で決定された事項は、監査責任者を通して監査チームに属する全ての専門要員に伝える体制を構築しております。また、監査の現場で識別された情報は、監査責任者を通して品質管理グループ及び社員会に伝達され、経営管理又は監査品質の向上に活用する体制を構築しております。これらの情報の収集及び伝達は、直接、又はデータ保管等のセキュリティを確保した上で、当監査法人が利用するグループウェアやリモート会議システム等のコミュニケーションツールを利用して行っております。

監査事務所外への伝達に関しては、被監査会社の経営者及び監査役等とは、監査手続実施の過程で直接的かつ積極的なコミュニケーションを図っており、当監査法人の品質管理システムについて説明するとともに、双方向で意見や評価を頂戴し、監査品質向上へとつなげる体制を構築しております。さらに、法令に準拠した監査品質に関する報告書を作成し、公表するための体制を構築しており、当該体制に基づいて当監査法人の監査品質を維持・向上させるための体制や取組みをホームページ等で開示しております。当監査法人のホームページには市場参加者等が自由に問い合わせることができる「監査ホットライン」を設けており、ここで得られた意見や評価を監査の品質改善につなげる体制を構築しております。

小規模組織の特徴を生かしたシンプルな体制とすることで、双方向の自由闊達なコミュニケーションを可能にし、監査の品質を最重要事項として行動するという当監査法人のコミットメントを、法人一体として実現していく体制を構築しております。

⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見

当監査法人は、事務要員を含めても総勢50名に満たない中小規模の監査法人であり、構成員の業務内容をほぼ完全に把握し得る規模となっております。また、経営及び監査品質に関する重要事項は全て社員会で決定しており、全ての社員が同じレベルで経営に参画し、社員会における闊達な議論を通じて、経営及び監査品質に関する相互の監督・評価を行っております。さらに、当監査法人の特色の一つとして三拠点での運営体制が挙げられますが、各拠点での業務を他の拠点にて監督・評価する内部的な相互牽制の体制を構築しております。

当監査法人の社員会は、2025年8月31日現在、12名の社員で構成されておりますが、社員の経歴や就任時期は様々であり、大手監査法人出身者や日本公認会計士協会の活動への従事経験を持つ社員が複数存在しており、他の監査法人において独立性を有する第三者として選任対象となり得る人材が豊富に集まっております。さらに、社員会では各々の視点から自由闊達な議論を繰り返し、相互に監督・評価して全ての重要事項を決定していることから、独立性を有する第三者に求めるべき必要な知見や評価・監督機能を実質的かつ高い有効性をもって社員会で有している状況にあります。

なお、監査法人の組織的な運営に関する原則3の趣旨を踏まえ、監査法人の公益的な役割をより果たす観点から、経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能をより強固に確保することを目的として、企業法務の専門家である弁護士資格と監査及び企業会計の専門家である公認会計士資格の両方を有する外部の有識者を当監査法人の「独立性を有する第三者」として選任しております。当該有識者との意見交換等を実施することにより、経営機能やガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言等を受けております。

⑥非監査業務の提供の方針

監査業務の依頼人に対する非監査業務の提供に関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、原則として禁止するとともに、その提供する非監査業務が例外的に監査証明業務との同時提供の禁止に抵触しない場合には、独立性に対する阻害要因の程度を確認した上で、監査業務の新規の契約の締結に準じた承認権者による事前承認を得た上で受嘱することとしております。

監査業務に関連し、独立性を阻害しない範囲でのみ非監査業務を提供する方針としており、積極的な提供は行いません。

(3) 人的基盤

①人材に関する基本的な方針

当監査法人は、会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献するという、監査法人に与えられた社会的役割を全うするため、監査の品質を最重要事項として行動することを基本方針として掲げております。

そして、この目的を達成するのは人であるとの考えから、一人一人の構成員が常に高い志を持つとともに、それぞれの個性を活かして、プロフェッショナルとして成長することを重視し、組織的かつ高品質な監査業務をグローバルな経済活動を行うクライアントに提供する体制を全構成員一丸となって構築することが大切だと考えております。

②構成員の状況

当監査法人の構成員の状況は、「1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要 (3) 事務所概要 ⑤人員数及び人員構成」で示したとおりであり、2025年8月31日現在、社員12名、専門要員29名、事務要員6名、総勢47名の組織体制となっております。

全構成員に占める社員の割合は26%、社員を除く専門要員のうち公認会計士は23名(全構成員に占める割合49%)となっており、全構成員に占める公認会計士の有資格者の割合は74%となっております。

当監査法人の監査関与会社は、数名で業務を遂行できる小規模法人から東証プライム上場企業まで幅が広く、関与会社数と人員数との単純比較で一概に判断はできないものの、現状の被監査会社の規模や特性を踏まえて監査チームを編成しており、現状において、実施している監査業務に対する人的リソースは過不足なく確保できていると判断しております。

③業務を担当する社員その他の者の選任及び採用方針

社員の選任は、当監査法人の監査の品質を合理的に確保するために必要とされる、知見、能力、経験、適正及び職業倫理を備えた人材を対象に、社員会における社員全員の同意を必要とする承認決議によって選任しております。

専門要員の採用に関しては、当監査法人の採用に関する方針及び手続によっており、当監査法人の監査業務を遂行するために必要な能力を保有した誠実で優秀な人材を採用することとしております。また、専門要員の選任については、業務の専門性等を考慮して監査チームを編成しております。

当監査法人の経営理念とコミットメントを理解し、行動指針を遵守し得る、誠実かつプロフェッショナルとしての自覚の高い人材の採用に努めております。

④人材の育成及び研修

当監査法人は、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、人材の育成に努めております。当監査法人は小規模組織であるため、監査現場で生じた課題の一つ一つに監査チームでともに向き合い、現場での直接的な指導及び教育を重視するとともに、「研修運用規程」に基づき、品質管理担当責任者が研修計画を立案し、職業的専門家としての継続的な能力開発が図られるよう、研修テーマの指定や社内研修の開催を実施しております。

日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）に関しては、各拠点の品質管理担当者及び品質管理担当責任者により、各年度末前に公認会計士である専門要員の履修状況を確認し、年度末までの必要単位の取得に関して注意喚起するとともに、その後の履修状況を継続してフォローし、CPD履修状況の管理を徹底して行っております。また、毎年実施している独立性等の確認手続の中で、履修結果通知書を併せて提出させ、全ての公認会計士たる専門要員が履修義務を達成していることを確認しております。

これらの人材育成活動を通じて、監査及び会計に関する知見を獲得するとともに、特に現場での直接的な指導及び教育を通じて、当監査法人の組織風土や監査の品質に対する姿勢を直接的に継続して伝えることで、法人一体としての高い監査の品質を実現させて参ります。

⑤人事評価

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の評価に当たっては、品質管理を重視した評価を行っており、社員報酬の決定は社員会の承認決議によっております。

イ．専門要員等職員の人事評価

当監査法人は、小規模組織であるため、各拠点においてほぼ同じメンバーで構成された監査チームにて業務を実施しており、日常において十分なコミュニケーションを図っております。

上記の特質から、人事評価は、各拠点の事務所長と品質管理担当者の協議により決定しており、当監査法人の経営理念と監査品質へのコミットメントを十分に理解し、当監査法人が定める行動指針に基づいて行動しているかどうかにより焦点を合わせた評価を行い、当該評価を専門要員との対話を通じてフィードバックすることにより、監査の品質を重視した日常的な行動の重要性を示し、監査品質向上への動機付けとなるような取組みを実践しております。

⑥兼業・副業に関する方針

構成員の兼業・副業については、様々なスキル、知識、専門性の獲得に繋がり、また、視野や人脈が広がることで、監査品質の向上に寄与する効果も期待できるため、当監査法人は、法人業務に支障がない範囲で兼業・副業を認めておりますが、利害関係の有無を調査し、利益相反や独立性を阻害する要因がないことを確認しております。

【人的基盤に関するAQI】

- ・ 構成員の状況
全構成員の人員数：47名
社員：12名（26%） 社員を除く公認会計士：23名（49%）
※全構成員に占める公認会計士の有資格者：35名（74%）
- ・ 継続的専門能力開発（CPD）制度
2024年度義務達成率：100%
2024年度平均履修単位：48.7単位

(4) IT基盤

①情報セキュリティ対策

われわれ監査法人は、監査業務を遂行するに当たり、被監査会社の財務データ等、監査法人でなければ入手し得ない情報を日々入手して業務を行っております。そのため、監査法人が実践する情報セキュリティ対策は強固でなければなりません。

当監査法人は、情報セキュリティ対策として、「セキュリティ・ポリシー」及び「情報セキュリティ対策基準」を定め、情報の紛失や漏えい並びに不正利用や私的利用を未然に防止する対策を講じております。

また、情報セキュリティの確保を行動指針の一つとして掲げ、日常的に指導・監督するとともに、研修テーマとしても取上げ、情報セキュリティ対策の重要性の理解を促すとともに、全構成員に対して、毎年、「機密情報保持誓約書」と「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」の提出を義務付けております。さらに、品質管理担当責任者及び情報セキュリティ担当者により、全構成員のPCの利用状況とデータ保管状況等を定期的にモニタリングするとともに、利用しているITベンダーのセキュリティ状況に関しても定期的に評価しております。

②ITの利用

当監査法人は、日々進化するITテクノロジーに関して、監査業務や法人運営における業務の有効性と効率性を高めるツールとして効果的かどうかの検討を行い、その有効性や効率性が認められた場合には、積極的にIT投資を行う方針としております。

現状においては、クラウドサーバーやグループウェアの活用、リモート会議システムの導入等を図り、データ保管のセキュリティを確保するとともに、コミュニケーションツールを利用しての情報の共有と伝達を図っております。

電子監査調書システムやデータ分析ツール等は、現状において全業務に展開するほどの有効性を見出せていないため、利用してはおりませんが、今後も継続して検討を行い、上記の方針に基づいて有効性と効率性が認められた場合には、速やかに必要なIT投資を行って参ります。

【IT基盤に関するAQI】

・ 情報セキュリティの遵守状況

「機密情報保持誓約書」：提出率100%

「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」：提出率100% 違反件数0件

(5) 財務基盤

①財務基盤に対する考え方

優秀な人材の採用や育成並びに I T 投資等、監査の品質を維持向上させていくためには、財務基盤の安定が重要だと考えております。

一方、監査の品質を最重要視して行動するためには、収益のみを過度に追及する行動は逆に品質の低下につながる懸念もあるため、当監査法人は、適正規模での安定的かつ緩やかな成長を財務基盤に対する方針の軸として考えております。

②財務基盤の状況

当監査法人は有限責任監査法人ではないため、計算書類を開示しておりません。

一部の財務情報にはなりますが、直近の二会計年度において、売上高は、2024年8月期は435,320千円（うち非監査証明業務収入は350千円（総売上高に占める割合は0.1%））、2025年8月期は457,652千円（うち非監査証明業務収入は7,182千円（総売上高に占める割合は1.6%））で推移しており、監査品質を維持しながら緩やかな増収を実現しております。

また、財政状態の健全性を示す指標である自己資本比率は、2024年8月期は67.0%、2025年8月期は71.8%で推移しており、財務基盤の健全性を確保しております。

③報酬依存度の状況

報酬依存度に関しては、当監査法人における内規を定め、「2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤 ③業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持 イ. 独立性の保持 iv. 報酬依存度に関する方針及び手続」に記載のとおり、倫理規則等に準拠した対応策を講じております。

なお、2025年8月31日現在において、報酬依存度が継続して15%を超える特定の被監査会社はありません。

【財務基盤に関するA Q I】

- ・ 売上高：2024年8月期 435,320千円 2025年8月期 457,652千円
自己資本比率：2024年8月期 67.0% 2025年8月期 71.8%

(6) 国際対応基盤

当監査法人は、海外取引及び海外子会社等の監査に対応する体制を構築しております。具体的には、海外向け確認状や海外子会社向けの監査及び特定の監査手続に関するインストラクション等を整備し、監査現場にて活用しております。また、長年グループ監査対応してきた経験豊かな監査チームメンバーがサポートする体制を構築しており、重要な海外子会社等の拠点に対しては、往査あるいはリモート会議を実施し、現地子会社及び現地監査人との間で必要に応じたコミュニケーションを実施しております。

上記の取組みをより着実に実施し続けるため、人材の育成と教育にも注力しており、IFRS関連研修の実施やIFRS通信講座及びIFRS検定等へのサポートを実施しております。

当監査法人は、現在、国際ネットワークには加入しておりませんが、一方で、現地の状況等により適合する現地監査法人等の活用が可能となり、海外対応に係る被監査会社等からの期待や監査品質の向上にもつながるものと考えております。

(7) 透明性の確保

当監査法人は、会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献するという、監査法人に与えられた社会的役割を全うするため、監査の品質を最重要事項として行動することを基本方針として掲げております。

監査の品質を最重要項目として位置付け、行動することをコミットメントし、自主的に監査品質の目標を定め、品質リスクを評価して必要な対応策を講じ、運用状況をモニタリングして改善活動へと結びつけることで、監査の品質を持続的に向上させていくための仕組みを構築しております。

そして、これらの考え方や取組みに関する情報を開示していくことは、社会に対して公益的な役割を担う監査法人としての責務であり、また、情報開示を行うことで得られる利害関係者からの評価や意見を監査品質の改善にフィードバックすることで、さらなる監査品質への向上につながるものと考えております。

当監査法人は、法令の趣旨に準拠した監査品質に関する報告書を作成し、公表するための体制を構築しており、当監査法人の監査品質を維持・向上させるための体制や取組みを随時ホームページ等で開示しております。また、当監査法人のホームページには市場参加者等が自由に問い合わせることができる「監査ホットライン」を設けており、ここで得られた意見や評価を監査の品質改善につなげて参ります。

被監査会社の経営者及び監査役等とは、監査手続実施の過程で直接的かつ積極的なコミュニケーションを図っており、当監査法人の品質管理システムについて説明するとともに、双方向で意見や評価をいただき、監査品質向上へとつなげる体制を構築しております。

また、今後はさらに、これらの意見交換等を充実させ、意見交換等から得られた有益な情報や評価を、組織的な運営の改善に向けて活用して参ります。

(別紙)「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

(「監査法人の組織的な運営に関する原則」と「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」との対応表)

監査法人が果たすべき役割		
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針		該当項目
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	1. (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	1. (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 1. (2) 当監査法人の経営理念、コミットメント及び行動指針
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	1. (2) 当監査法人の経営理念、コミットメント及び行動指針 2. (1) ③業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持 2. (3) ⑤人事評価
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	1. (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 1. (2) 当監査法人の経営理念、コミットメント及び行動指針 2. (2) ①組織・ガバナンスに対する基本的な方針 2. (2) ④業務に関する情報の収集及び伝達 2. (3) ④人材の育成及び研修

指針		該当項目
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>2. (2) ⑥非監査業務の提供の方針 2. (3) ⑥兼業・副業に関する方針</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営も行っておりません。</p>

組織体制（1／2）		
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針		該当項目
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	2.（2）①組織・ガバナンスに対する基本的な方針 2.（2）③組織・ガバナンスの概要
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	2.（1）②品質管理の体制 2.（1）⑤業務の実施 2.（1）⑥監査証明業務に係る審査 2.（1）⑪リスク評価プロセスの方針の策定及び実施 2.（2）①組織・ガバナンスに対する基本的な方針 2.（2）③組織・ガバナンスの概要
	・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	2.（1）②品質管理の体制 2.（1）⑤業務の実施 2.（2）④業務に関する情報の収集及び伝達 2.（7）透明性の確保
	・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	2.（3）人的基盤
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	2.（4）IT基盤
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	2.（1）②品質管理の体制 2.（2）③組織・ガバナンスの概要

組織体制 (2/2)		
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針		該当項目
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	2.(2)①組織・ガバナンスに対する基本的な方針 2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	
	・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言	2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
	・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与	2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
	・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
	・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
	・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	2.(1)③ウ. 法令の遵守 2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
	・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見 2.(7)透明性の確保

指針		該当項目
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>2.(2)③組織・ガバナンスの概要 2.(2)⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見</p>

業務運営		
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針		該当項目
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	2.(1) ②品質管理の体制 2.(2) ①組織・ガバナンスに対する基本的な方針 2.(2) ③組織・ガバナンスの概要 2.(2) ④業務に関する情報の収集及び伝達
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	2.(3) ④人材の育成及び研修 2.(3) ⑤人事評価
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	2.(3) ②構成員の状況 2.(3) ③業務を担当する社員その他の者の選任及び採用方針
	・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	2.(2) ⑥非監査業務の提供の方針 2.(3) ⑥兼業・副業に関する方針
	・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	2.(3) ②構成員の状況 2.(3) ④人材の育成及び研修 2.(3) ⑤人事評価
	・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	2.(3) ④人材の育成及び研修 2.(3) ⑤人事評価
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	2.(1) ⑤業務の実施 2.(7) 透明性の確保
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	2.(1) ③ウ. 法令の遵守

透明性の確保		
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針		該当項目
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	2. (7) 透明性の確保
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	1. (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	1. (2) 当監査法人の経営理念、コミットメント及び行動指針
	・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	2. (1) 【品質管理基盤に関する AQI】 2. (3) 【人的基盤に関する AQI】 2. (4) 【IT 基盤に関する AQI】 2. (5) 【財務基盤に関する AQI】
	・ 監査法人における品質管理システムの状況	2. (1) 品質管理基盤
	・ 経営機関等の構成や役割	2. (2) 組織・ガバナンス基盤
	・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	2. (2) ③組織・ガバナンスの概要 2. (2) ⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見
	・ 法人の業務における非監査業務 (グループ内を含む。) の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	2. (2) ⑥非監査業務の提供の方針
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況 (積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	2. (4) IT 基盤
	・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	2. (3) 人的基盤
	・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	2. (5) 財務基盤

指針		該当項目
5-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>2. (6) 国際対応基盤</p> <p>2. (1) ②品質管理の体制 2. (2) ③組織・ガバナンスの概要 2. (2) ⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当監査法人は、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営も行っておりません。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>2. (1) ②品質管理の体制 2. (2) ③組織・ガバナンスの概要 2. (2) ⑤監督・評価機関と独立性を有する第三者の知見 2. (7) 透明性の確保</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>2. (1) ②品質管理の体制 2. (1) ⑪リスク評価プロセスの方針の策定及び実施 2. (2) ③組織・ガバナンスの概要 2. (7) 透明性の確保</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>2. (7) 透明性の確保</p>